○東北地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
白石市越河字荒井四番二から同市越河五賀字駅前一九番一まで	前	一二・八〇～五三・〇〇	三・三三六	
	後	二〇・一〇～八七・一〇	三・三三六	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
岩手県紫波郡紫波町桜町字浦田五九番から同町桜町字浦田一二番まで	前	二一・一〇〇～六一・八〇〇	〇・二一〇〇	
	後	二一・一〇〇～六一・八〇〇	〇・二一〇〇	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北秋田市坊沢字横道街道下一番一三から大館市川口字隼人岱一六六番一まで	前	A 一一・六一～一一〇・〇六	一二・三七六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 一一・六一～一一〇・〇六 一一・六一～一九四・〇〇	一二・三七六 一四・四六三	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○東北地方整備局告示第三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
気仙沼市唐桑町舘九六番一から同市唐桑町舘二七一番一まで	前	A 一八・〇〇～六八・二〇	〇・七一五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 一八・〇〇～五五・六〇 三一・八〇～一七四・〇〇	〇・七一五 〇・六四〇	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十七日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百九十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
市川市稲荷木一丁目五〇五番二三から同市稲荷木一丁目五〇七番二五まで	前	二〇七・〇二～二二〇・八〇	〇・〇三三	
	後	二〇七・〇二～二二二・一二	〇・〇三三	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十七日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百九十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
松戸市中矢切字杉ノ内六二三番二二から同市三矢小台二丁目二番七まで	前	六七・六八～八二・九八	〇・一八九	
	後	六九・〇〇～一〇二・六四	〇・一八九	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月十七日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　調布都市計画道路事業三・四・十八号国領狛江銀座線

三　事業施行期間　自平成二十八年二月十七日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都調布市八雲台二丁目、佐須町四丁目及び五丁目並びに柴崎一丁目地内

使用の部分　東京都調布市八雲台二丁目及び佐須町四丁目地内